新津市の人口58615人に

住民基本台帳から

ここ確実に増加、来年には59,000人台も

今年一月一日現在の新津市住民基本台帳人口は――

五八、六一五人

男…二八、四一九人

女…三〇、一九六人です。

昨年一年間の人口増は、四百八十六人で、四十七年の二百九十九人を上まわり、ここ数年来確実に増加しています。来年には、おそらく五万九千人の大台に達するものと予想されます。

いっぽう世帯数も一万三千七百一世帯から一万四千二十三世帯へと増加しました。一世帯あたりの平均人口は、昨年同様四・二人で昨年三月末の全国平均三・四人および県平均四・〇人を上まわっておりますが、年々世帯の細分化が進行している状態です。

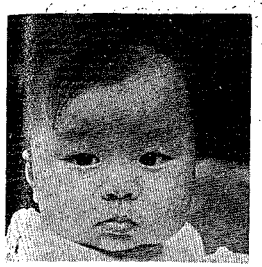

すこやかに――と願う赤ちゃん、1日に2.7人が誕生しています

大幅に増える「北上」

人口移動状況の前年比較は下の表をみてください。

当市での人口の増加した地区は、四十六地区あって、減少した地区は四十七地区、増減なしは七地区となっています。また、人口が大幅に増加した地区は、北上の百三十七人を最高（昨年と同様）に吉岡町の九十四人、秋葉一丁目が八十八人、下興野町は八十六人―以下車場、新町三丁目、中野、朝日の順となっています。

なお、旧金津、小合、新関地区では、四十七年に続いて減少しました。

自然動態では、表でもわかるとおり出生数、死亡数とも四十七年中より増加し、出生数は、死亡数を五百九十七人も越える大幅のリードを示しました。

転入、転居、世帯変更（世帯分離、世帯合併、世帯主変更）は、いずれも増加して転出は減少しました。

転入者総数は二千五百八人で、このうち県内からの転入者が千七百六人の六八%、県外からの転入者は八百二人の三二%でした。

人口移動状況の前年対比

区分		47年中	48年中	増減
自然動態	出生	914人	970人	56人
	死亡	342人	373人	31人
社会動態	転入	2,390人	2,508人	118人
	転出	2,663人	2,619人	△44人
	転居（同一町内の転居をふくむ）	2,192人	2,389人	197人
	変更（世帯変更・申告の誤り）	443件	467件	24件

転出者総数は二千六百十九人で、このうち県内への転出が千五百六十六人の六〇%、県外への転出が千十九人の三九%。行先不明三十四人の一%――四十七年同様転入転出ともに県内移動が多くなっています。

なお、全国的にみた当市と各都道府県との人口移動状況は、転出入のまったくなかった県が鳥取、徳島、香川、愛媛、佐賀、長崎、宮崎、沖縄の八県で、県外との転出入のもっとも多いのは東京都、以下神奈川、埼玉県の順となっています。

また、県内からの転入では新潟、五泉、長岡市の順で県内への転出では、新潟、五泉市と郡部より十九市との移動が多くなっています。

人口のうごき

49年1月1日現在

○出生……七九
○死亡……四〇
○転入……一八二
○転出……一四二
○転居……二二〇
○世帯変更……三二
○結婚……七九
○離婚……三

児童手当金

対象児童の範囲広がる

該当者は手続きを

この四月から「児童手当金」を受けることができる人の〝対象範囲〟が広げられます。

現在では、十八歳未満の三人以上の児童のうち、その三人目の児童が十歳未満でなければ受給できないことになっていますが、四月からは、この十歳未満の児童から「義務教育を終了する年」までに広げられるものです。

該当されると思われるかたは、忘れないで期限まで手続きをしておきましょう

●受給条件…十八歳以下の児童を三人以上監護しており、三人目の児童が義務教育終了前であること。

●申請に必要なもの…印かん、市内の銀行または農協などの預金通帳、受給者の健康保険証

●申請期限…**三月二十日**

窓口は社会福祉事務所です

●その他…すでに児童手当を受給されているかたは、改定請求が必要です。

一般・国保・土地取得

47年度決算を認定

―一月臨時市議会から―

一月二十四日、会期一日間で開かれた臨時市議会で、審査が続けられていた昭和四十七年度一般会計決算と、国保土地取得の両特別会計決算が認められました。また「排水費用の一部負担について」の請願一件は、さらに慎重に審議を重ねるため、次の議会まで継続審査となりました。

○**一般会計**…昭和四十七年度は、農道整備、公共下水道、河川整備、小中学校の整備などの事業のため、八回にわたって補正が行なわれ、最終予算は、当初予算に比べ一二%増の二十億五百五十八万一千円の規模となりました。

決算収支では――

歳入…二三億二、五九一万八、一二三円

歳出…二二億一、五七六万二、六〇一円

差引……一億〇、〇一五万五、五二二円

――となりましたが、年度内に経費の使用を終わらなかった中学校整備費、排水路新設事業、市営住宅補修事業など千百六万八千円が繰越明許費繰越額に、また、市民会館建設事業のうちの千七百万円が継続費逓次繰越額として、それぞれ次年度へ繰り越しとなって、実質収支は七千二百八万七千二百五十五円の黒字となりました。

○**国保特別会計**

収入総額…三億九、三三七万八、六九七円

支出総額…三億七、四二四万三、七五七円

――で、差引残額千九百十三万四千九百四十円の黒字となりました。

○**土地取得特別会計**

収入総額…六、六八三万四、四二四円

支出総額…六、五〇三万五、五六九円

――で、差引き百七十九万八千八百五十五円を次年度へ繰り越しました。

新年度の指名願い

―土木工事や物品など―

添付書類添え期限内に

指名参加を希望される業者は、添付書類を添え期限内にご提出ください。

●**砂利・砂・物品など**――

○関係業種…▽印刷物 ▽砂利・砂など ▽薬品類（農薬写し ▽営業の沿革を記載した書面 ▽営業所一覧表 ▽直前二年の各年度工事施工金額を記載した書面 ▽工事経歴書 ▽使用人数を記載した書面 ▽技術者経歴書 ▽営業用機械器具一覧表 ▽納税証明書 ▽経営事項審査申請書 ▽建設業退職金共済組合加入証明書

○提出先…総務課監理係

○添付書類…▽登録証明書の写し ▽営業の沿革を記載した書面 ▽使用人数を記載した書面 ▽技術者経歴書 ▽営業用機械器具一覧表 ▽納税証明書 ▽経営事項審査申請書 ▽建設業退職金共済組合加入証明書

○提出期限…二月二十八日（木）

●**土木・建築、その他の工事**

○関係業種…土木・建築、その他の工事

○提出期限…二月十六日（土）

○提出先…財政課用度係

○添付書類…▽営業証明書（法人の場合は登記簿謄本）▽市税直前二か年の納税証明書 ▽使用印かん届け書 ▽事業概要書（印刷物、クリーニング、砂利・砕石業種だけ）

昭和四十九年度に市が行なう○…土木、建築、そのほかの工事などの指名入札参加願い

○…物品などの納入指名願い――

の受け付けを、それぞれ次の期限まで行ないます。